

選挙管理委員会事務局
☎34-5594

4月9日(日)は新潟県議会議員一般選挙

任期満了に伴う新潟県議会議員一般選挙が4月9日(日)に行われます。棄権することなく、みんなで投票しましょう。

選挙の日程

名簿登録基準日…3月30日(休)

告示、立候補届出…3月31日(金)

投票…4月9日(日) 午前7時～午後8時
* 名下集会所、よつげ邸は午後7時まで

開票…厚生福祉会館体育館で午後9時から

郵便などによる不在者投票
 身体が障がいなどにより、投票所へ行くことが困難な人は、郵便投票ができます。
手続き…あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けてください。
対象…選挙人名簿に登録されている次のいずれかに該当する人
 *詳しくは問い合わせください。

① **身体障害者手帳をお持ちで次に該当する人**

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級か2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいがある1級か3級
- ・免疫、肝臓の障がいがある1級～3級

② **戦傷病者手帳をお持ちで次に該当する人**

- ・両下肢、体幹の障がいがある特別項症～第2項症

③ **介護保険の被保険者証をお持ちで、要介護5の人**

④ **新型コロナウイルス感染症により自宅・宿泊療養中の人**

- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいがある特別項症～第3項症

選挙公報を配布します
 候補者の政見などを掲載した選挙公報を各世帯に配布し、ホームページに掲載します。

選挙運動用ポスター 掲示場
 掲示板を壊したり、ポスターを破いたりすると罰せられます。
 風雨などで破損したものを見つけたときは、そのままにせず連絡してください。

投票できる人

日本国民で、①と②に該当する人

- ① 平成17年4月10日以前に生まれた人
- ② 令和4年12月30日までに市内に転入した人

* 選挙人名簿に登録されていても県外へ転出した人は投票できません。
 * 3月16日以降に市内の他の投票区に住所を移した人は、転居前の投票所で投票ください。

投票所

投票日には、入場券に記載の投票所で投票ください。

投票所の変更

次の投票所を変更します。

入場券

各世帯にはがきで送ります。切り離して持参ください。届かないか、間違えて届いたときは連絡ください。入場券が無くても投票できます。

代理投票

けがなどで字が書けない人が

期日前投票

は、職員が代筆します。職員に申し出てください。

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

とき…4月8日(土)まで 午前8時30分～午後8時

ところ…市役所第二庁舎、栄・下田各庁舎

持ち物…届いたら入場券
その他…入場券の裏面にある宣誓書を事前に記入ください。

マイナンバーカードでの受付(独自サービス利用申請をした人)

マイナンバーカードを提示すると受け付けがスムーズです。期日前投票所での宣誓書の記載が不要になります。

不在者投票

■市外の滞在先で行う投票
 仕事などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票できます。

① 三条市選挙管理委員会にお越しいただくか、郵送で投票用紙を請求ください。
 ② 滞在先の住所に投票用紙を送付します。

■病院(施設)での投票

病気や出産などで病院や施設に入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。本人に代って投票用紙の請求手続きなどをして

住所を異動した人は

最近、住所を異動した人は、投票する場所が変わることがあります。

届出の別	届出の日	投票場所・選挙権の有無			備考
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない	
転入届けをした人	他都道府県から転入した人	令和4年12月30日以前	○		
		令和4年12月31日以後		○	
転出届けをした人	県内の他の市町村から転入した人	令和4年12月30日以前	○		
		令和4年12月31日以後		○	引き続き居住の確認か居住証明書が必要です。(注1)
市内で転居した人	他都道府県へ転出した人	全期間		○	実際の転出が投票日当日のときは投票できます。
	県内の他の市町村へ転出した人	令和4年12月30日以前	○		
		令和4年12月31日以後		○	引き続き居住の確認か居住証明書が必要です。(注1)
	市内で転居した人	令和5年3月15日以前に転居届を提出済み	○		
		令和5年3月16日以後に転居届を提出済み		○	

(注1) 引き続き居住の確認とは、引き続き県内に住所を有することの確認です。引き続き居住の確認を希望する人は、投票所で申請ください。居住証明書とは、引き続き県内に住所を有することを証明する書類です。居住証明書の提出をする人は、投票日までに最寄りの市役所などで居住証明書の交付を受けてください。
 * 令和4年12月30日以降、県内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票を行うことになります。引き続き居住の確認の申請が市区町村の発行する居住証明書の提出が必要です。

募集

食育推進及び農業振興審議会委員

健康づくり課 ☎34-5448

資格要件…4月1日時点で市内在住、在勤、在学の20～74歳
募集人数…2人
任期…5月1日～令和7年4月30日
活動内容…年2回程度の会議
報酬…会議1回につき5千円
選考方法…書類審査
応募方法…任意の様式に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、800字以内で食育と農業について考えていることを記入し、提出ください。
 ・持参、郵送 〒955-8606
 86 三条市 健康づくり課
 ・ファクス 34-5572
 ・メール kenko@city.sanjo.niigata.jp
応募期限…4月21日(金)